

# 平戸市産業振興促進計画

令和2年2月26日作成

長崎県平戸市

## 1. 総論

### (計画策定の趣旨、前計画の評価、成果及び課題を踏まえた対応方針)

本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されています。平坦地が少なく、起伏の多い地形で海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観が美しく、本市の約20%が西海国立公園に指定されています。

平成17年10月に、平戸市、生月町、田平町、大島村の合併により新しい「平戸市」が誕生しましたが、旧大島村を除く地域は半島振興対策実施地域の指定を受けています。

本市の人口は31,920人(平成27年国勢調査)で、平成22年と比較すると2,985人(8.6%)減少し、50年前の昭和40年調査時の約半数という状況であり、減少の一途をたどっています。

このような人口流出現象は、全国的な潮流として都市一極集中型の定住形態を形成させ、地方の経済規模の縮小や産業の担い手不足などにつながっています。本市においても、特に若年層の人口流出が著しく、人口減少に一層の拍車をかけています。本市における生産年齢人口の割合は51.0%と、全国平均60.7%を大きく下回っており、今後、産業活動を支える就業人口がさらに減少することが懸念されています。

そうした状況の中、旧計画期間(平成27年度から令和元年度)において定めた半島税制に係る確認書発行の目標値である製造業2件、旅館業2件、農林水産物等販売業1件、情報サービス業等1件に対し、実績は製造業1件、旅館業2件、農林水産物等販売業2件でありました。旅館業及び農林水産物等販売業については、目標件数を達成したものの、製造業及び情報サービス業等については目標を達成することができませんでした。未達成の要因としては、設備投資について他の税制優遇措置が活用されたことにより、半島税制の活用がなされなかったことに加え、半島税制が市内事業者に浸透しておらず、半島税制の活用には結びつかなかったことが主な要因と考えられます。今後は、事業者への周知方法を見直すとともに、関係機関との連携を深めることにより、企業立地、設備投資促進、雇用創出等に係る助成事業と半島税制の組み合わせによる相乗効果による地域経済の活性化を図ります。

今後一層、本市の基幹産業である農林水産業の活性化、地域の特性等を活かした新たな産業の創出、及び新商品の開発や平戸製品のブランド化への確立などに取組み、全国市場に応える「平戸ならではの」地場産業を振興することで、定住促進と市民生活の向上につなげていきます。

以上により、平成 27 年に半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき策定した平戸市産業振興促進計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものです。

## 2. 計画の対象とする地区

半島振興対策実施地域・・・平戸市（旧平戸市・旧生月町・旧田平町の区域に限る。）

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

## 4. 対象地区の産業の現状及び課題

本市の就業人口の推移をみると、平成 27 年における 15 歳以上の人口 28,190 人のうち就業者数は 15,212 人です。平成 17 年の状況と比べてみると、15 歳以上の人口は 32,679 人で、うち就業者数は 17,721 人と、人口の減少に伴い就業者人口も減少が進んでいます。

また、就業者の産業 3 部門別割合をみると、平成 27 年における第 1 次産業は 20.0%、第 2 次産業は 18.3%、第 3 次産業は 61.7%で、全国平均（4.0%、25.0%、71.0%）、長崎県平均（7.7%、20.1%、72.2%）と比べ第 1 次産業の割合が非常に高いですが、割合の推移をみてみると、第 1 次、第 2 次産業が減少し、第 3 次産業へと移行している状況にあります。

### (1) 農林業

農業従事者の高齢化や後継者不足により、労働力不足という深刻な問題を引き起こしていることから、意欲ある新規就農者や認定農業者の確保・育成を図るとともに、農地の流動化や集落営農の推進、生産基盤の整備や先端技術の推進など、農業の生産性向上や省力化を進める必要があります。また、主要農産物のうち、地域農業の基幹品目として重要な役割を果たしている肉用牛において、飼養戸数が年々減少傾向にあることから、引き続き経営規模拡大、低コスト生産等による経営の安定化及び品質向上等の取組みが必要です。

### (2) 水産業

漁場環境の変化に伴う水揚げの減少や、経済のデフレ傾向に伴う全体的な魚価の低迷、高齢化の進行と後継者不足など厳しい状況が続いており、低下した主要な資源水準を回復させるため、藻場、干潟など漁場環境の維持・保全・増殖場の整備など生産基盤の整備、広域的な栽培漁業の推進及び資源管理への取組みが必要です。

### (3) 製造業

製造業については、高い技術力を有しながらも、地域にその魅力が伝わらず人

材確保に苦慮しており人手不足が深刻です。そのため、若年層の市外流出を阻止するとともに、優秀な人材確保を重点施策と位置づけ、市と企業が足並みをそろえた就業環境の改善など、総合的な支援や取り組みが必要です。製造業の設備投資については、地域の特性や地域資源を活用しながら、競争力のある商品開発に取り組み、地域の良質な雇用の受け皿として持続可能な経営を行っていく必要があります。

#### (4) 旅館業

旅館業については、製造業同様、人材確保面で苦慮しており、若い人材が働きやすい職場環境づくりを推進していく必要があります。また、観光客数が横ばいで推移している中、外国人宿泊客数は順調に伸びており、今後も増えることが予想されることから受入体制の整備を図るとともに、旅館業の効率的な経営の推進を図る必要があります。

#### (5) 農林水産物等販売業

農林水産物等販売業について、市内では豊かな地域資源を活用し、加工品や新商品の開発に取り組む事業者は多いものの、販路の確保や売れる商品づくりに苦慮している状況も見受けられます。本市のブランド推進協議会を活用した販路拡大や物産展への出店、ふるさと納税返礼品を活用した地元製品のPRなどにより、引き続ききめ細やかな支援が必要です。

#### (6) 情報サービス業等

情報サービス業等については、本市では馴染みのない高い技術力が必要な産業であるため、平成31年3月から分譲を開始している工業団地を中心とした企業誘致活動を積極的に行うことに加え、平成29年度に市内全域で超高速通信網（光ファイバー）の整備が完了したことから、空き店舗の活用などにより雇用の受け皿として情報サービス業等の誘致を推進していく必要があります。

### 5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

本計画における産業振興の対象となる業種は以下のとおりです。

- ①農林業
- ②水産業
- ③製造業
- ④旅館業
- ⑤農林水産物等販売業
- ⑥情報サービス業等

## 6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

本市の産業の振興を図るため、各主体が連携を図りながら以下の取組みを進めます。

### (1) 農林業

担い手の確保・育成、生産性向上及び省力化の推進、経営安定と所得向上

実施主体	主な役割
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者及び地域農業における担い手の確保・育成</li> <li>・施設整備・機械導入等に対する支援</li> <li>・飼養管理施設の整備及び家畜導入等への支援</li> <li>・関係団体や他市町との連携</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町との連絡調整・情報交換</li> <li>・半島地域の広報、情報発信</li> <li>・広範囲な産業の振興事業の実施</li> <li>・市が行う事業に対する支援</li> </ul>
関係団体 ・農業協同組合 ・農業者団体 ・森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者等の人材育成</li> <li>・経営改善指導</li> <li>・生産・流通体制の確立</li> </ul>

### (2) 水産業

後継者の確保・育成、水産物の高付加価値化、流通・販売体制の改善強化

実施主体	主な役割
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器類の導入や漁業技術の習得に対する支援</li> <li>・鮮度保持技術及び衛生管理体制の強化に対する支援</li> <li>・流通・販売体制の改善強化に対する支援</li> <li>・関係団体や他市町との連携</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町との連絡調整・情報交換</li> <li>・半島地域の広報、情報発信</li> <li>・広範囲な産業の振興事業の実施</li> <li>・市が行う事業に対する支援</li> </ul>
関係団体 ・各漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者等の人材育成</li> <li>・経営改善指導</li> <li>・生産・流通体制の整備及び販売力の強化</li> </ul>

(3) 製造業

企業誘致、設備投資等への支援

実施主体	主な役割
平戸市	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業誘致の推進</li><li>・立地・設備投資・雇用のための補助制度の運用</li><li>・人材育成や融資など産業振興に係る支援制度の運用</li><li>・関係団体や他市町との連携</li></ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業誘致の推進</li><li>・県内市町との連絡調整・情報交換</li><li>・半島地域の広報、情報発信</li><li>・広範囲な産業の振興事業の実施</li><li>・市が行う事業に対する支援</li></ul>
関係団体 ・商工会議所 ・商工会	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業の育成支援</li><li>・経営改善指導</li><li>・異業種交流の促進 など</li></ul>

(4) 旅館業

効果的な情報発信、設備投資等への支援、外国人観光客の受入環境整備

実施主体	主な役割
平戸市	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光資源の情報発信</li><li>・立地・設備投資・雇用のための補助制度の運用</li><li>・人材育成や融資など産業振興に係る支援制度の運用</li><li>・関係団体や他市町との連携</li></ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内市町との連絡調整・情報交換</li><li>・半島地域の広報、情報発信</li><li>・市が行う事業に対する支援</li></ul>
関係団体 ・観光協会 ・旅館業組合	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光資源の情報発信</li><li>・行政と一体となった受入体制の整備 など</li></ul>

(5) 農林水産物等販売業

地場製品の取引拡大及び認知度向上、販売・流通体制の構築

実施主体	主な役割
平戸市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地場製品の情報発信</li><li>・ 各種プロモーション事業を行う団体への支援</li><li>・ 新商品開発に対する支援</li><li>・ 立地・設備投資・雇用のための補助制度の運用</li><li>・ 人材育成や融資など産業振興に係る支援制度の運用</li><li>・ 関係団体や他市町との連携</li></ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内市町との連絡調整・情報交換</li><li>・ 半島地域の広報、情報発信</li><li>・ 広範囲な産業の振興事業の実施</li><li>・ 市が行う事業に対する支援</li></ul>
関係団体 ・ 商工会議所 ・ 商工会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業の育成支援</li><li>・ 経営改善指導</li><li>・ 異業種交流の促進 など</li></ul>

(6) 情報サービス業等

企業誘致、設備投資等への支援

実施主体	主な役割
平戸市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業誘致の推進</li><li>・ 立地・設備投資・雇用のための補助制度の運用</li><li>・ 人材育成や融資など産業振興に係る支援制度の運用</li><li>・ 関係団体や他市町との連携</li></ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内市町との連絡調整・情報交換</li><li>・ 半島地域の広報、情報発信</li><li>・ 広範囲な産業の振興事業の実施</li><li>・ 市が行う事業に対する支援</li></ul>
関係団体 ・ 商工会議所 ・ 商工会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業の育成支援</li><li>・ 経営改善指導</li><li>・ 異業種交流の促進 など</li></ul>

(7) 共通して行う取組み

割増償却など租税特別措置の促進、地方税の不均一課税制度の活用

実施主体	主な役割
平戸市	・ ホームページ等を活用した制度周知の徹底 ・ 活用相談への対応や申請支援
長崎県	・ ホームページ等を活用した制度周知の徹底 ・ 市が行う事業に対する支援
関係団体 ・ 商工会議所 ・ 商工会 ・ 旅館業組合	・ 定期会合等を活用した制度周知の徹底 ・ 活用相談への対応や申請支援

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標

業種	指標	内容	目標件数
製造業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う 新增設、既存事業者の 取得件数	2件
旅館業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う 新增設、既存事業者の 取得件数	2件
農林水産物等 販売業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1件
情報サービス 業等	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う 新增設件数	1件

(2) 雇用・人口に関する目標

業種	指標	内容	目標件数
製造業	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う 新規雇用者数	50人
旅館業	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う 新規雇用者数	30人
農林水産物等 販売業	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う 新規雇用者数	2人
情報サービス 業等	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う 新規雇用者数	2人

(3) 事業者等向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施

市内税理士事務所、商工会又は商工会議所等と連携し、年に1回、定例会等において半島税制の説明を行います。

②Web媒体等による情報発信

本市ホームページにおいて、半島税制を掲載しているページを随時更新し、半島税制活用の優良事例やQ&A等を掲載するとともに、年に1回、当該ホームページのURLを記載したチラシ等を税理士事務所、商工会又は商工会議所等へ配布し事業者等に周知を行います。

③事業者への直接周知

企業相談窓口等において、半島税制の周知資料を常備し、事業者等に対して、口頭による制度説明を行った上で資料を提供します。

**8. 計画評価・検証の仕組み**

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行います。また、効果検証の結果については、次年度の施策等に反映します。